



神奈川県連合町内会自治会連絡協議会  
(2月定例会)



日時：令和6年2月16日（金）午後1時30分から

1 佐藤会長あいさつ

2 日比野区長あいさつ

3 警察・消防 定例報告

- (1) 刑法犯認知状況について (神奈川県警察署生活安全課)
- (2) 交通事故発生状況について (神奈川県警察署交通課)
- (3) 火災・救急等の状況について (神奈川県消防署)

4 議題

- (1) 春の火災予防運動に伴う出火防止対策等のお願いについて  
【協力依頼】(神奈川県消防署総務・予防課)
- (2) 広報紙の配布について 【協力依頼】(区政推進課)
- (3) 「令和5年度神奈川県区民意識調査」調査結果について  
【情報提供】(区政推進課)
- (4) 民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策、年齢要件に関する検討  
結果について 【情報提供】(福祉保健課)
- (5) 令和6年7月1日付 民生委員・児童委員及び主任児童委員の推薦及び  
増員・減員について 【情報提供】(福祉保健課)
- (6) 自治会町内会館脱炭素化推進事業について  
【事業説明】(地域振興課)

- (7) 消費生活情報「よこはまくらしナビ」について  
【掲出依頼】(地域振興課)
- (8) 神奈川区多文化共生ラウンジの開設について  
【情報提供】(地域振興課)
- (9) 地域活動推進費補助金等説明会の実施について  
【情報提供】(地域振興課)
- (10) 自治会町内会副会長等表彰に伴う候補者の推薦について  
【推薦依頼】(区連会事務局)
- (11) 「ふれあい伝言板」の管理について  
【依頼】(区連会事務局)

※ (2)・(4)・(5)・(6) は市連会からの議題です。

## 5 その他

- (1) 令和6年度 区連定例会・総会、配送便(白袋)の日程について  
【日程連絡】(区連会事務局)

### 《3月定例スケジュール》

- ・ 3月区連定例会の開催について (地域振興課)
  - ◇日 時：令和6年3月18日(月)13時30分～
  - ◇場 所：神奈川区役所 本館5階大会議室
  
- ・ 3月の配送便について (地域振興課)
  - 3月の配送便は25日(月)までに送付予定です。

# 議 題

## 1 春の火災予防運動に伴う出火防止対策等のお願いについて

協力依頼

令和6年3月1日（金）から3月7日（木）までの期間において『令和6年春の全国火災予防運動』が全国各地で実施されます。

空気が乾燥している時季には火災が多発しやすくなることから、各地域においては、より一層の出火防止対策等をお願いいたします。

つきましては、2月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたします。

### 【問合せ先】

神奈川県消防署 総務・予防課 担当：長崎・青柳・吉原 電話：316-0119 FAX：316-0119

## 2 広報紙の配布について

協力依頼

「広報よこはま」等は、区民生活に密接した情報を各世帯にお知らせする広報媒体として発行しています。

令和6年度も、各世帯への配布に御協力をよろしくお願いいたします。

つきましては、配布に御協力いただいている自治会町内会に関しましては、2月の配送便にて会長様あて依頼文をお送りいたします。

なお、配布員が確保できないなど、毎月の配布業務にお困りの場合には、民間事業者によるポスティングへの切替えについて、区役所区政推進課広報相談係まで御相談ください。

### 【問合せ先】

区政推進課 広報相談係 担当：高橋・数本・秋保 電話：411-7021 FAX：314-8890

### 3 「令和5年度神奈川県区民意識調査」調査結果について

情報提供

令和5年6月の定例会でご説明させていただきました「令和5年度神奈川県区民意識調査」の実施について、このたび、区民の皆様からご回答いただいた調査結果がまとまりましたのでお知らせいたします。

つきましては、2月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたします。

より詳しい調査結果については、神奈川県ホームページに掲載しております。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kanagawa/kusei/tokei/ishiki/kuminishikityosa.html>



#### 【調査概要】

- ◇調査対象：区内在住18歳以上の男女4,000人（うち外国籍120人程度）  
※住民基本台帳からの無作為抽出
- ◇調査方法：郵送及びインターネットによる無記名調査
- ◇調査期間：令和5年6月12日（月）～7月7日（金）

#### 【問合せ先】

区政推進課 企画調整係 担当：井上・白石 電話：411-7027 FAX：314-8890

### 4 民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策、年齢要件に関する検討結果について

情報提供

民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策に関する検討結果について報告します。  
また、令和5年9月から12月にかけて実施した意見交換結果等を踏まえて検討した、次期一斉改選以降の年齢要件について報告します。

つきましては、2月の配送便にて各自治会町内会長様あて資料を1部お送りいたします。

#### 【問合せ先】

福祉保健課 運営企画係 担当：山口・氏家・瀧澤 電話：411-7132 FAX：316-7877

## 5 令和6年7月1日付 民生委員・児童委員及び主任児童委員の推薦及び増員・減員について

情報提供

民生委員・児童委員及び主任児童委員の7月の欠員補充について、ご依頼します。  
該当する自治会町内会長及び地区連合町内会長には、別途依頼文及び必要書類を福祉保健課から郵送します。

- ◇依頼事項：候補者の選出、推薦準備会の開催、推薦書類の作成
- ◇推薦書類の提出期限：4月15日（月）

※増員・減員をお考えの場合は、地区民児協とご相談のうえ、3月18日（月）までに福祉保健課までご連絡ください。

### 【問合せ先】

福祉保健課 運営企画係 担当：山口・氏家・瀧澤 電話：411-7132 FAX：316-7877

## 6 自治会町内会館脱炭素化推進事業について

事業説明

1月区連定例会の議題にありました自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について、この度、制度の詳細が決まりましたのでお知らせします。

つきましては、2月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたしますので、この機会に是非、省エネ設備の導入をご検討ください。

なお、補助金の申請期間は令和6年3月1日から令和6年9月30日となります。

### 【問合せ先】

市民局 地域活動推進課 担当：川口・江口 電話：671-2317 FAX：664-0734

## 7 消費生活情報「よこはまくらしナビ」について

掲出依頼

横浜市消費生活総合センターにおいて毎月作成している、最近の消費者被害等の事例をわかりやすくお伝えするチラシ「よこはまくらしナビ」3月号を2月の配送便にてお送りいたしますので、可能な範囲で掲示板への掲出をお願いいたします。

### 【問合せ先】

経済局 消費経済課 担当：本田・中川 電話：671-2584 FAX：664-9533

## 8 神奈川区多文化共生ラウンジの開設について

情報提供

かねてより整備を進めてきた「神奈川区多文化共生ラウンジ」が間もなくオープンとなりますので、その概要についてご案内いたします。

神奈川区に住む外国人の方に寄り添うだけでなく、外国人の方を支援するための地域ボランティアの受け入れや国際交流事業等、多文化共生の発信拠点として、地域からも親しまれる施設を目指します。

つきましては、2月の配送便にて各自治会町内会長様あてに参考としてチラシを1部お送りいたします。地域の外国人の方へのご案内等、積極的なご活用をお願いします。

### 【概要】

◇所在地：西神奈川 1-9-3 グレース竹和式番館 2 階

◇開館日：3月5日（火）オープン

月・木・土・日・祝 9：30～17：30

火・金 9：30～20：00

◇休館日：水、年末年始

### 【問合せ先】

地域振興課 担当：宮本・佐井 電話：411-7092 FAX：323-2502

## 9 地域活動推進費補助金等説明会の実施について

情報提供

「地域活動推進費補助金・地域防犯灯維持管理費補助金」及び「町の防災組織活動費補助金」に関する説明会を下記の日程で行います。

つきましては、2月の配送便にて各自治会町内会長様あてに資料を1部お送りいたします。

### 1 開催日程・会場

(1) 単会担当者向け説明会（各1時間程度、4回とも同じ内容です）

第1回：令和6年3月21日（木）午後3時00分～ 本館B1階 機能訓練室

第2回：令和6年3月23日（土）午後3時00分～ 本館5階 大会議室

第3回：令和6年4月12日（金）午後3時00分～ 本館B1階 機能訓練室

第4回：令和6年4月13日（土）午前10時00分～ 本館B1階 機能訓練室

(2) 連合担当者向け説明会（一部、単会向けと重複する部分があります）

令和6年4月12日（金）午後5時30分～ 本館2階 中会議室

### 2 申込方法

令和6年3月15日（金）までにファックスまたはEメールでご連絡ください。

### 3 内容

(1) 地域活動推進費補助金・地域防犯灯維持管理費補助金の報告・申請方法と注意事項

(2) 町の防災組織活動費補助金の報告・申請方法と注意事項

#### 【問合せ先】

地域振興課 担当：小川・中村 電話：411-7086 FAX：323-2502

Eメール：kg-chishin@city.yokohama.jp

## 10 自治会町内会副会長等表彰に伴う候補者の推薦について

推薦依頼

令和6年度の区連会総会の席上にて、自治会町内会副会長等表彰を実施する予定です。つきましては、表彰候補者がいらっしゃる場合、各地区連合で取りまとめのうえ事務局まで御推薦いただきますようお願いいたします。

### 【表彰概要】

◇表彰対象者

- ①自治会町内会の副会長で令和6年4月末現在において在職期間が5年に達する方
- ②上記に準じる役員の方（各地区連合1名程度）  
(詳細は自治会町内会副会長等永年在職者表彰規定を御参照ください)

◇表 彰 式：令和6年度 区連会総会席上

※日程については別途御案内します。

◇推 薦 方 法：各地区取りまとめの上、推薦書を事務局まで御提出ください。

◇推 薦 期 限：令和6年3月18日（月）

※連長への推薦依頼です。

### 【問合せ先】

区連会事務局（地域振興課内）担当：小川・段      電話：411-7086      FAX：323-2502

## 11 「ふれあい伝言板」の管理について

依 頼

「ふれあい伝言板」は、平成3年度から5年度にかけて、地区連合自治会町内会の要望に基づいて横浜市町内会連合会（市連会）が設置し、設置後は各地区連合に寄贈したものです。

約30年が経過し、経年劣化により損傷が見受けられるものもあるかと思っておりますので、改めて現況をご確認いただき、必要とあれば補修等を施していただけますようお願いいたします。

※連長への依頼事項です。

### 【問合せ先】

区連会事務局（地域振興課内）担当：小川・段 電話：411-7086 FAX：323-2502

## そ の 他

### 1 令和6年度 区連定例会・総会、配送便（白袋）の日程について

## 春の火災予防運動に伴う出火防止対策等のお願い

火災発生の防止や火災による死傷者の発生などを防ぐことを目的に、3月1日（金）から3月7日（木）までの期間において『令和6年春の全国火災予防運動』が全国各地で実施されます。

空気が乾燥している時季には火災が多発しやすくなります（去年は同時期までに神奈川県内で15件もの火災が発生しています！）。各地域におかれましてはより一層の出火防止対策等をお願いいたします。

### 1 実施していただきたい主な取組

#### (1) 住宅内の防火点検

同封の「住宅防火アドバイス」を参考にご自宅の防火対策の確認をしてください。班回覧等を実施していただける場合は、必要部数ご用意いたしますので担当までご連絡ください。

#### (2) 住宅用火災警報器の点検

電池切れなどによって正しく動作しないことも考えられることから、定期的な点検を行うことが大切です。消防職員が立ち会っての防災訓練などと一緒に地域内で一斉に点検を実施することをお勧めします（実施方法は裏面を参照ください）。

#### (3) 防災訪問

高齢者世帯を対象に、消防職員がご自宅を訪問して火災予防に関するアドバイスや住宅用火災警報器の取り付けのお手伝い等を行いますので、地域の皆様へ防災訪問のご活用をご案内ください。

### 2 消防署所の支援

神奈川消防署では地域で実施する防災訓練等の支援や住宅防火等に関するご相談などを承っています。地域の出火防止対策等をより盤石なものとしていただきたいと考えておりますので、是非お気軽にお近くの消防署所へご連絡ください。

＜神奈川県内の消防署・消防出張所連絡先＞

・神奈川消防署	316-0119（代）	神奈川県横浜市神奈川区広台太田町3-8
・浦島消防出張所	461-0119（代）	神奈川県横浜市浦島町363
・菅田消防出張所	474-0119（代）	神奈川県横浜市菅田町2364-1
・片倉消防出張所	413-0119（代）	神奈川県横浜市片倉1-3-1
・松見消防出張所	402-0119（代）	神奈川県横浜市松見町1-40-40

#### 【担当】

神奈川県横浜市神奈川区  
消防署総務課 予防係  
長崎、青柳、吉原

電話：045-316-0119（代）

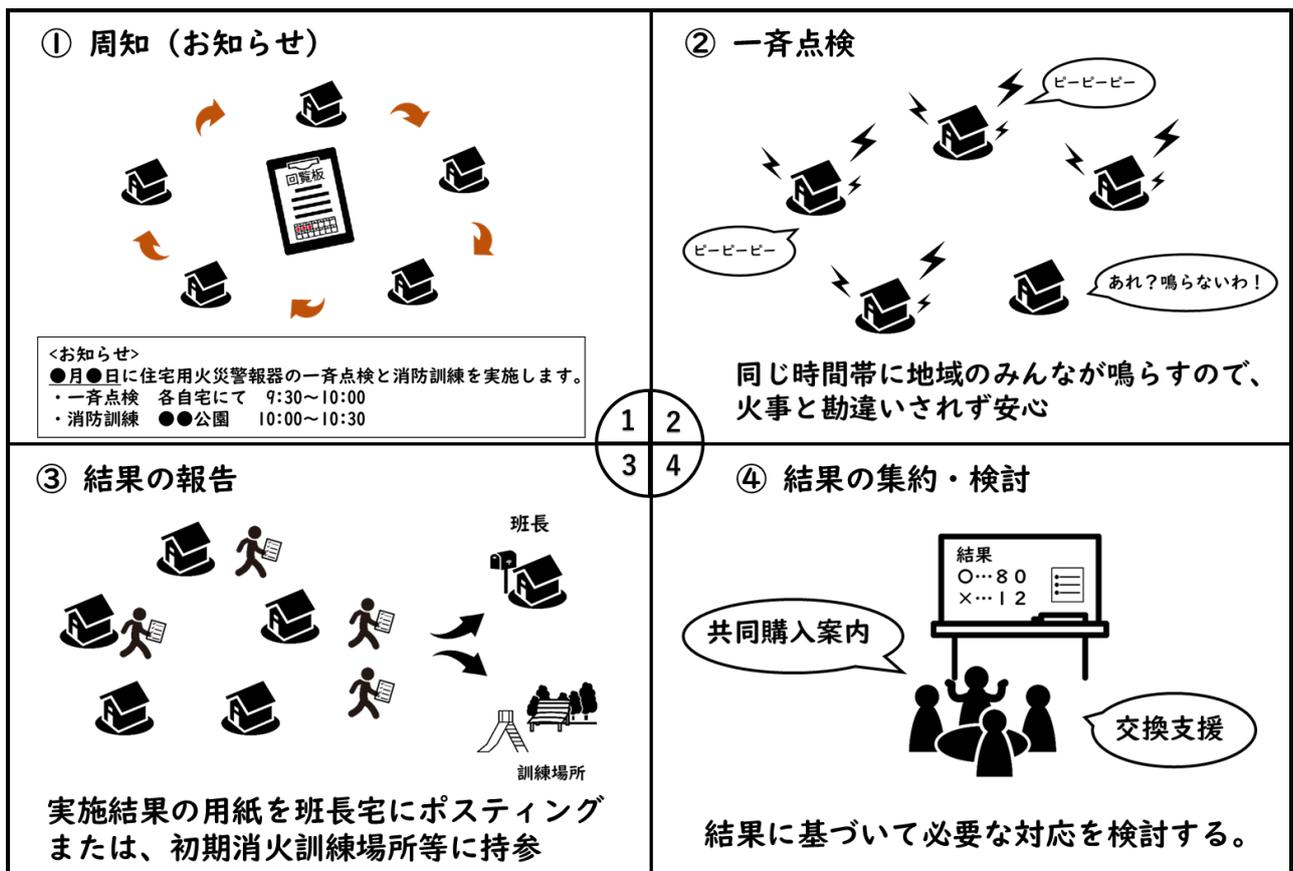
メールアドレス：[sy-kanagawa-sy@city.yokohama.jp](mailto:sy-kanagawa-sy@city.yokohama.jp)

## 住宅用火災警報器の一斉点検実施方法

住宅用火災警報器により火災を早期に発見するには、正常に作動し鳴動することが重要となりますが、設置から10年以上経過した住宅用火災警報器は、電池切れや電子部品の寿命などで火災を感知しなくなる恐れがあることから、定期的に点検を行い確認することが大切です。

### <住宅用火災警報器の一斉点検イメージ>

- ① 実施日時を決定し、回覧板、掲示板等により周知します。  
(実施日時が決定したら、消防署・消防出張所に連絡してください。)
  - ② 当日、各家庭において住宅用火災警報器の点検(鳴動)を実施します。
  - ③ 点検結果を班長等に報告するのと併せて、初期消火訓練などを実施します。
  - ④ 後日、防災担当や会長を中心に、集約結果を基に地域の防火体制等についての対応を検討します(高齢者世帯等への設置支援や交換・設置が必要な住宅用火災警報器の共同購入等)。
  - ⑤ 消防署所へ実施結果を連絡します(状況把握に御協力ください)。
- ※回覧板にチェック表をつけて実施結果を記載したら次のお家に回すなどの簡単な方法でもOK



実施に関しては、消防署所に御相談いただければ企画段階からのお手伝い等を行わせていただきますので、お気軽にご連絡ください。

# 住宅防火アドバイス

～火災から命や財産を守るために～



/// よこはま防災e-パーク ///

火災・救急・地震・風水害などにどう備えればよいかを、動画等でわかりやすく学べるオールインワンの学習システムです。

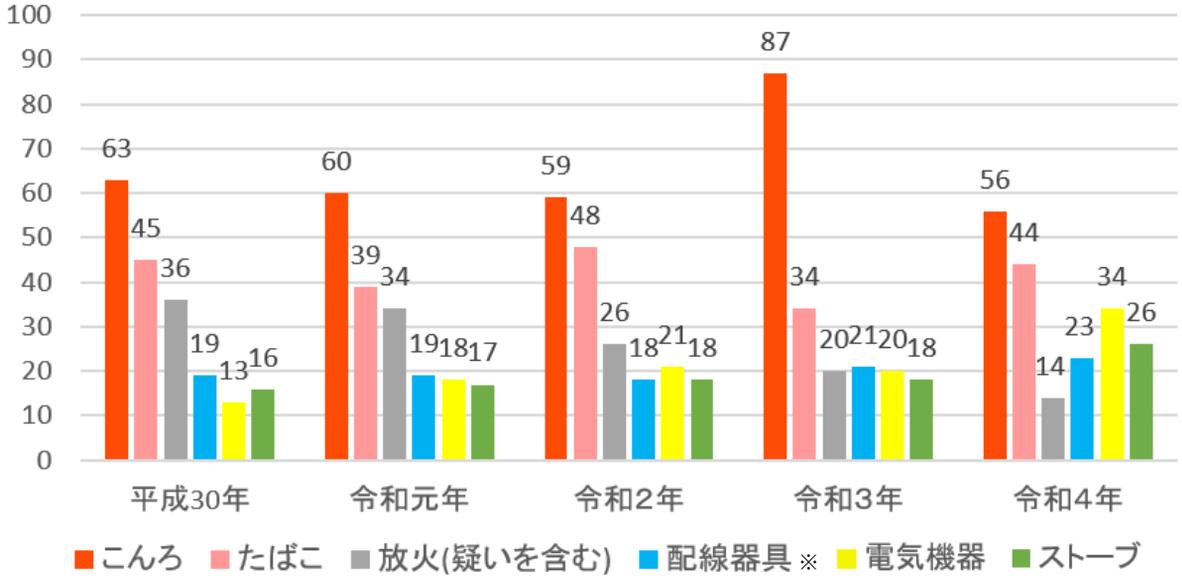
「よこはま防災e-パーク」で検索していただくか、右の二次元コードからアクセスしご利用ください。



二次元コード

住宅火災における傾向

市内住宅火災における最近の傾向



※壁付コンセントやテーブルタップ等

出火原因ワースト3 (令和4年)

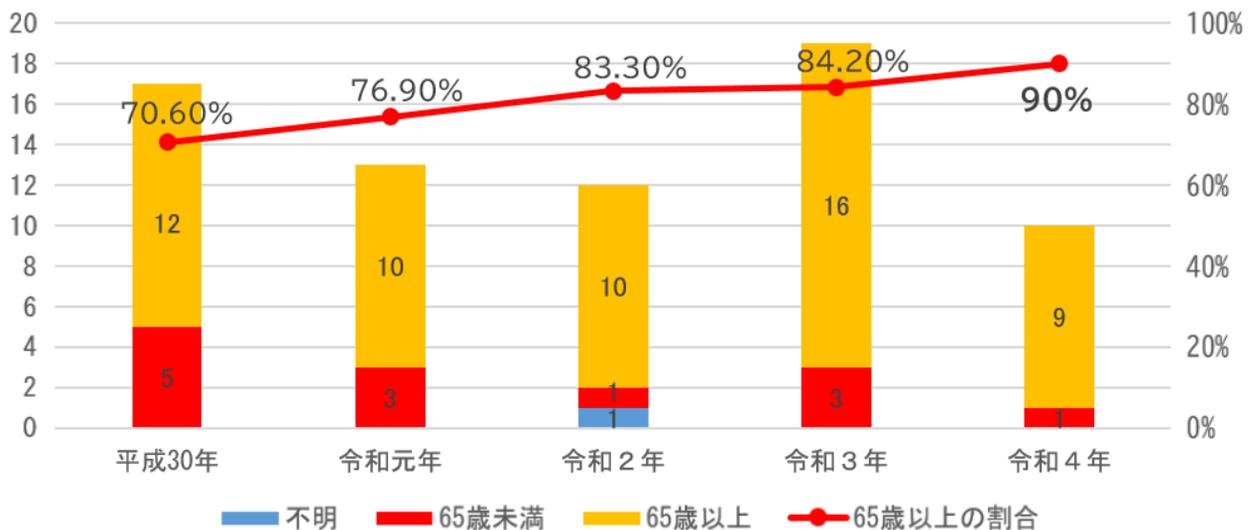


住宅火災の出火原因は、「こんろ」、「たばこ」、「電気機器」が上位となっており、配線器具を原因とする火災も増加しています。

動画でさらに詳しく学ぶ ▶

高齢者が占める割合が増加

住宅火災による死者（放火自殺を除く）内訳



近年、住宅火災による死者のうち、高齢者が占める割合は高い水準が続いています。



火をつけたらその場を離れないようにしましょう。



- ・ 食用油は、約370℃になると**自然発火**します。  
(油の量や火の強さにより、発火までの時間は変わります。)
- ・ 発火した炎が周囲にあるものに燃え移ると大きな被害に繋がります。



こんろ周りやグリル内はこまめに清掃しましょう。



- ・ 魚等を焼いた際にたまった油に火がつき、火災になることがあります。



カセットこんろは適切に使用しましょう。

- ・ カセットコンロに適合したボンベを使用し、正しく装着してください。
- ・ 2台以上並べて使用したり、コンロを覆うような大きな調理器具を使用すると、ガスボンベが過熱され爆発する恐れがあります。



# 住宅防火対策・・・こんろ火災



着衣着火(着ている服に火がつくこと)に気をつけましょう。



- ・ こんろの奥に調理道具や調味料を置かないようにしましょう。
- ・ 調理する時はゆったりとした服や袖が広がった服を着ないようにしましょう。
- ・ 鍋底から炎がはみ出さないよう適切な火力に調整しましょう。
- ・ 火が接しても着火しにくい**防災処理**されたエプロンやアームカバーを使いましょう。

## ⚠️ 調理中に衣服に火がついてしまったら・・・

- ・ 慌てずに、落ち着いて、水をかけましょう。
- ・ タオルなどで叩いて消しましょう。
- ・ 背中などで手が届かないときは、その場に倒れて左右に転がりましょう。



## こんろ火災対策

- 調理中はその場を離れないようにしている。
- 袖口をまくるなど、衣服に火が付かないように注意している。
- こんろ周りは整理整頓され、燃えやすい物を置いていない。
- グリル内はこまめに手入れし、油かすなどをためていない。
- ガスホースが劣化していない。



令和4年における横浜市内の全火災の出火原因は、昭和60年から連続第1位の「放火(疑いを含む)」に代わり、「たばこ」が最多となりました。



吸い殻をそのままゴミ箱に捨てるのはやめましょう。



- ・ 吸い殻はゴミ箱に入れる前に、**水に浸す**などして火が完全に消えていることを確認しましょう。



寝たばこや吸いかけのたばこを放置するのはやめましょう。



- ・ 寝たばこや灰皿に吸いかけのたばこを放置したことで、たばこが布団等に落下し、火災になることがあります。

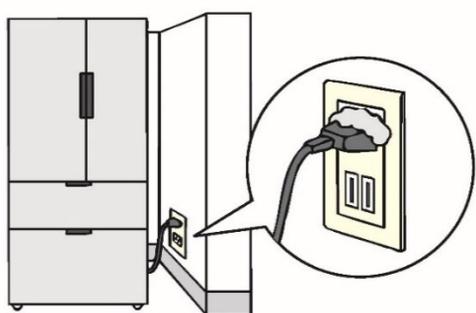


## たばこ火災対策

- 灰皿に水を入れている。
- 灰皿に吸い殻がたまっていない。
- 灰皿の周りに燃えやすい物を置いていない。
- 寝たばこはしない。
- 不意に落下する灰(火種)に注意する。



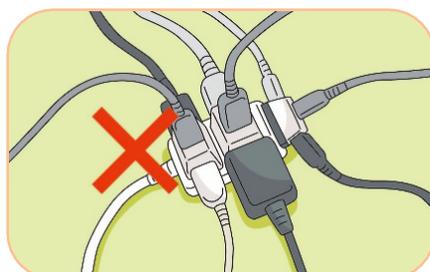
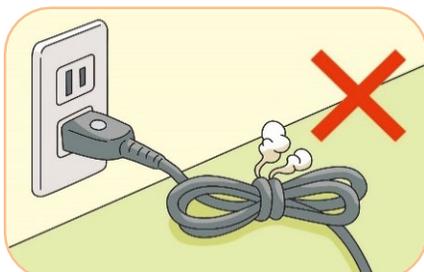
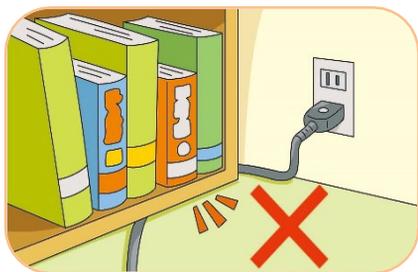
コンセントやプラグは定期的に掃除しましょう。



コンセントやプラグにホコリが付いた状態で長時間使用すると、ショートにより出火する恐れがあります。

## ⚠️ コンセント・プラグ・コードの注意事項

- ・ 電源プラグの抜き差しを行う際は、必ずプラグ本体を持って抜き差しする。
- ・ プラグはコンセントと緩みがないか、しっかり差し込まれているか点検する。
- ・ コードを束ねたり、ねじれたまま使用しない。
- ・ コンセントやコード、テーブルタップには使用できる電流量に制限があるため、表示された許容量を確認して使用する。



## 電気火災 (配線器具) 対策

- コンセントやプラグにホコリがたまっていない。
- コードがカーペットや家具の下敷きになっていない。
- コードを束ねたまま使用していない。
- たこ足配線をしていない。
- 劣化が進んだ古い家電製品やコード、プラグを使用していない。

# 住宅防火対策・・・放火火災

- ・「放火」による火災は、横浜市の全火災における出火原因で、上位となっており、夕方から深夜にかけて多く発生するという特徴があります。



放火されない、放火させない環境を作りましょう。



ゴミは決められた日時に出しましょう。



家の周りは照明等を点灯し、明るくしましょう。



家の周りは整理整頓し、燃えやすいものを置かないようにしましょう。



物置や車庫には鍵をかけましょう。



## 放火対策

- ごみは指定された日時・場所に出している。
- 家の周りに常夜灯や人感センサーライトを設置している。
- 家の周りは整理整頓し、燃えやすい物は置いていない。
- 物置、車庫は鍵をかけている。
- 車両のボディーカバーは「防災製品」を使用している。
- 共同住宅の廊下や階段に物を置かないよう管理している。



ストーブの上に洗濯物を干すのはやめましょう。



ストーブの上に干された洗濯物が落下し、時間経過とともに出火



ストーブからは適切な距離をとり、就寝前に電源を切りましょう。



ストーブつけたまま就寝し、寝返りをうった際に、布団がストーブに接触し、時間経過とともに出火

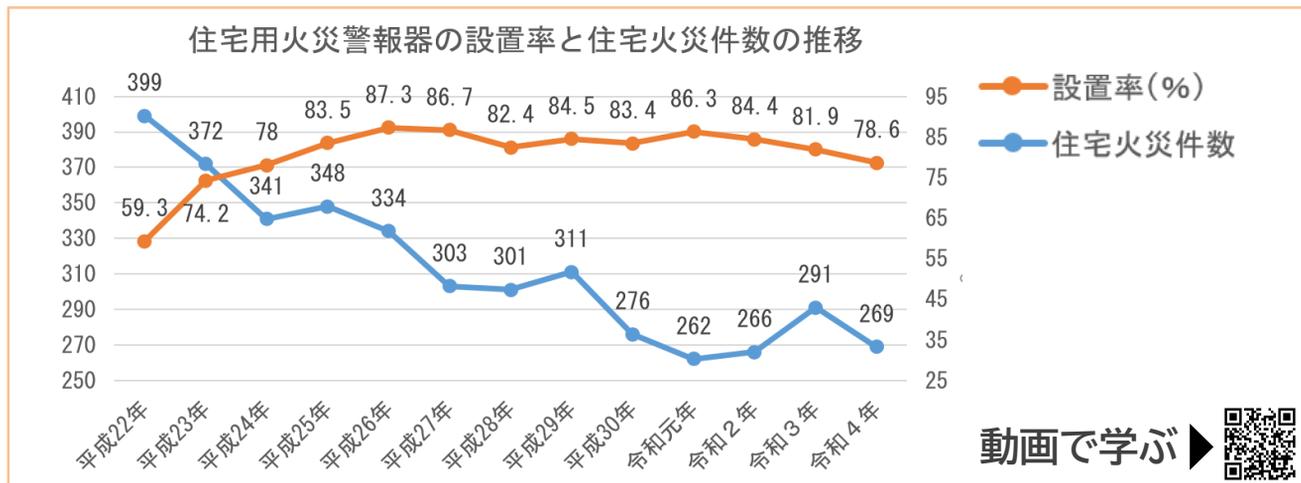


### ストーブ火災対策

- ストーブの周りに燃えやすい物を置いていない。
- ストーブを使用したまま寝ていない。
- 石油ストーブの使用中に給油をしていない。
- ストーブの近くではスプレー缶を使用しない。
- 電気ストーブを使用しない時は、電源プラグをコンセントから抜いている。

# 火災を防ぐために・・・住宅用火災警報器

- ・ 火災で亡くなる方のほとんどは、**逃げ遅れ**が原因です。
- ・ 火災の早期発見と早期避難のため、**住宅用火災警報器**を設置しましょう。



## 日頃から機器の掃除や点検をしましょう。

住宅用火災警報器は感知部分にほこりが付いたり、台所の油や煙で汚れて、火災を感知しにくくなることがあります。

### ◆点検方法◆

- ① テストボタンを押すか引きひもを引っ張ります。
  - ② 警報音(ブザーや音声)を確認します。
- ※ 警報音が鳴らない場合、電池切れや故障の可能性があります。



## 10年経ったら交換しましょう。

古くなった警報器は、電池の消耗や部品の劣化が考えられるため、**10年**を目安に交換しましょう。

# 火災を防ぐために・・・Siセンサーコンロ

**Siセンサーコンロ**とは全てのバーナーに**温度センサー**などを搭載したコンロです。

### 〈主な特徴/機能〉

- ・ 煮こぼれなどで火が消えると、ガスを遮断する**「立ち消え安全装置」**
- ・ コンロと魚焼きグリルの火を一定時間で消火する**「消し忘れ消火機能」**
- ・ 油の温度が250℃になると、自動的に消火し発火を防ぐ**「調理油過熱防止装置」**



平成20年10月より前に販売されたガスコンロは、「**温度センサー**」がバーナーのどちらかだけに設置されている場合があります。

揚げ物調理は必ず、「**温度センサー**」が付いているバーナーを使用しましょう。



※出典 一般社団法人 日本ガス石油機器工業会

# 火災を防ぐために・・・住宅用自動消火装置

- ・ 火災の熱を感知して、自動で液体や粉末の消火薬剤を放射する簡易な消火装置です。「レンジフード設置型」、「壁面設置型」、「天井設置型」などがあります。



ストーブから出火し、  
センサーが熱を感知



出火から約1分後、  
消火薬剤放射



消火成功！

札幌市消防局消防科学研究所より写真提供

# 火災を防ぐために・・・初期消火

## ▼ 消火器の使い方 ▼

- ① まず、周りに「**火事だー！**」など大きな声で火災を知らせ、協力を求めます。
- ② 燃えているものを確認できる安全な位置まで消火器を運びます。  
※ 消火を失敗してしまった時のために、**必ず逃げ道を確保**しておきましょう。

- ③ 消火器の**黄色い安全栓**を引き抜きます。



- ④ ホースを外し、ノズルの先をしっかりと持って火元に向け、**レバー**を握ります。  
※ レバーが硬い時は消火器を置いてレバーを上から押します。



- ⑤ ほうきで掃くように、燃えている物に薬剤を噴射してください。



- ・ 放射距離は、**3～5メートル**、放射時間は**12～15秒**くらいです。
- ・ 天井に火が達してしまったら、消火をあきらめて避難しましょう。

動画で学ぶ ▶



# 火災で命を落とさないために・・・安全な避難

動画で学ぶ ▶



## ① 最も危険なのは煙です

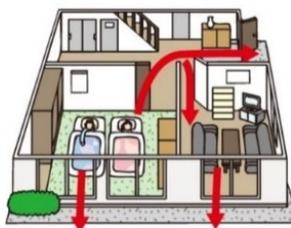
- ・ 火災による死者の多くは、煙を吸って意識がなくなり、逃げ遅れてしまった人です。
- ・ 煙は上(天井)からたまり、初めは下(床)の方ほど薄いので、避難する時は煙を吸わないよう、**姿勢を低くして**、避難します。



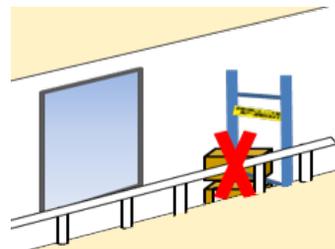
## ② 避難したら、

- ・ 逃げ遅れた人がいる場合は、近くの消防職員に必ず伝えてください。
- ・ 避難した後は**絶対に戻らない**でください。

## ③ 日頃からの対策



避難経路を確認しておきましょう。



共同住宅のバルコニーには、隣に避難できる仕切板があります。いざという時のために、避難経路には物を置かないでください。

# 119番通報の流れ

動画で学ぶ ▶



慌てずに落ち着いて、正しく情報を伝えることが重要です

通報者

【119】をプッシュ

「火事です。」

〇区〇〇町〇丁目〇番地〇号  
です。〇〇の目の前です。

住所がわからなければ、  
近くの目標物でも構いません。  
例:〇〇小学校の目の前です。

〇〇で〇〇が燃えています。

燃えている場所、物を伝えます。  
例:台所で鍋から火が出ています。

横浜 太郎です。

消防司令センター

119番消防です。  
火事ですか、救急ですか？

消防車が向かう住所はどちらですか？

どこで、なにが燃えていますか？

あなたの名前を教えてください。  
消防車が向かいます。

# あなたの家の住宅防火対策をチェックしてみましょう！

## ☑ 住宅防火チェックリスト

### こんろ火災対策

- 調理中はその場を離れないようにしている。
- 袖口をまくるなど、衣服に火が付かないように注意している。
- こんろ周りは整理整頓され、燃えやすい物を置いていない。
- グリル内はこまめに手入れし、油かすなどをためていない。
- ガスホースが劣化していない。



### たばこ火災対策

- 灰皿に水を入れている。
- 灰皿に吸い殻がたまっていない。
- 灰皿の周りに燃えやすい物を置いていない。
- 寝たばこはしない。
- 不意に落下する灰(火種)に注意する。



### 電気火災対策

- コンセントやプラグにホコリがたまっていない。
- コードがカーペットや家具の下敷きになっていない。
- コードを束ねたまま使用していない。
- たこ足配線をしていない。
- 劣化が進んだ古い家電製品やコード、プラグを使用していない。



### 放火対策

- ごみは指定された日時・場所に出している。
- 家の周りに常夜灯や人感センサーライトを設置している。
- 家の周りは整理整頓し、燃えやすい物は置いていない。
- 物置、車庫は鍵をかけている。
- 車両のボディーカバーは「防災製品」を使用している。
- 共同住宅の廊下や階段に物を置かないよう管理している。



### ストーブ火災対策

- ストーブの周りに燃えやすい物を置いていない。
- ストーブを使用したまま寝ていない。
- 石油ストーブの使用中に給油をしていない。
- ストーブの近くではスプレー缶を使用しない。
- 電気ストーブを使用しない時は、電源プラグをコンセントから抜いている。



### 防火に役立つ機器

- 住宅用火災警報器を設置し、適切に維持管理している。
- Siセンサーコンロを使用している。



# 横浜市消防局です。

# 防 災 訪 問

## 火災の被害

住宅火災で亡くなる方の約8割は65歳以上の方です。

## 訪問する世帯

高齢者の方が住む世帯など。

## 防災訪問の内容

消防職員がご自宅を訪問し、玄関先で住宅防火についてアドバイスします。ご希望により住宅内の防火対策をご一緒に確認します。



## 申込先

鶴見消防署	503-0119	保土ヶ谷消防署	342-0119	青葉消防署	974-0119
神奈川消防署	316-0119	旭消防署	951-0119	都筑消防署	945-0119
西消防署	313-0119	磯子消防署	753-0119	戸塚消防署	881-0119
中消防署	251-0119	金沢消防署	781-0119	栄消防署	892-0119
南消防署	253-0119	港北消防署	546-0119	泉消防署	801-0119
港南消防署	844-0119	緑消防署	932-0119	瀬谷消防署	362-0119

あなたの家の火災予防対策は？

# 住宅防火診断

## コンロ

- 調理中は、その場を離れない
- 近くに燃えやすい物を置かない
- グリル内に油かすなどをためない

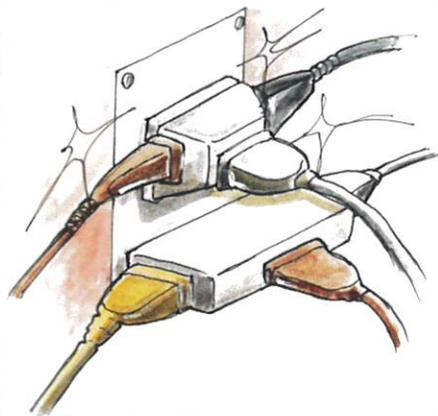


## ストーブ

- 上に洗濯物を干さない
- 使用したまま寝ていない
- 使用中に給油をしない

## たばこ

- 寝たばこは、絶対しない
- 灰皿に吸い殻をためない
- 灰皿には、水を入れる



## コンセント

- たこ足配線をしない
- 家具の下敷きになっていない
- コードを束ねたまま使用していない

診断結果はいかがでしたか？

心配な点がある方は、裏面の消防署に相談しましょう。  
消防職員が適切なアドバイスをを行います。

神 政 第 1226 号  
令和6年2月16日

自治会・町内会長 様

横浜市神奈川区長 日比野 政芳  
横浜市政策局長 鈴木 和宏  
横浜市議会局長 豊 基信

### 広報紙の配布について（依頼）

日ごろから市政・区政に対して多大な御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

横浜市では、市政に関する情報や市会定例会などの情報を各世帯にお届けする広報媒体として、「広報よこはま」と「ヨコハマ議会だより」を発行しています。

市民の皆様の暮らしに関わる重要な情報等を掲載するこれらの広報紙を、広く市民の皆様にお届けするため、これまで、自治会・町内会の皆様の多大なる御協力をいただきながら、配布を行ってまいりました。皆様の御協力により、市内の多くの世帯へ高い配布率で配布ができております。改めて、お礼を申し上げます。

つきましては、令和6年度におかれましても、各世帯への配布に御協力くださいますようお願い申し上げます。

#### 1 広報紙の配布について

(1) 広報紙概要 ※謝金額は令和6年度予算議決後に確定します。

広報紙名	発行月	謝金額（1部あたり）
「広報よこはま」	毎月	9円
「県のたより」	毎月	8円
「ヨコハマ議会だより」	令和6年5月、8月、12月 (または11月)、令和7年2月	4円

(2) 配布先

貴団体に加入している世帯

※未加入の世帯にもお配りくださいますよう特段の御配慮をお願い申し上げます。

(3) 配布時期

毎月1日～10日までの間に各世帯へ配布してください。

(4) 本市から貴団体へお届けする期日と部数

毎月末日の前日までに、配送業者を通じて貴団体の配布担当者へ、あらかじめお申し出いただいている部数をお届けします。

(令和7年1月号は、令和6年12月29日までにお届けします。)

裏面あり

(5) 配布謝金の支払

実際にお配りいただいた部数に基づいて、各団体宛に年度内に2回（令和6年10月頃と令和7年3月頃）お支払いします。

2 配布担当者や部数などの変更連絡先について

神奈川県区政推進課広報相談係 Tel411-7021 FAX314-8890

**※年度途中での変更については、毎月10日までに御連絡いただければ、翌月分の配布に間に合います。**（当該事項は新たに配布担当者になられた方へ引き継いでくださいますようお願いいたします。）

3 その他

(1) 自治会町内会活動として広報紙を配布している時に、万一事故で負傷した場合は、横浜市が実施する市民活動保険の対象となる場合があります。広報紙配布中に事故等に遭われたときは、区役所総務課庶務係に御相談ください。

※報酬を配布担当の御本人が受け取る場合は、市民活動保険の対象にはなりません。

(2) 各区社会福祉協議会などの公共的団体から、市民の皆様に広くお配りしたい会報などについて、広報よこはまと同様に配布の依頼がある場合がございます。その場合は、特段の御配慮をお願い申し上げます。

(3) 配布員が確保できないなど、毎月の配布業務にお困りの場合には、民間事業者によるポスティングへの切替えに関する御相談も承っておりますので、お住まいの区の区役所広報相談係まで御連絡ください。

(4) 令和6年度も、市版にて自治会町内会の活動を紹介することを予定しています。自治会町内会の加入促進にも御活用いただければと存じますので、未加入世帯への配布に特段の御配慮をいただきますようお願い申し上げます。また、各自治会町内会の区域内にあります、グループホームなどの施設から広報紙の配布の依頼がありましたら、配布について御配慮くださいますようお願いいたします。

民間事業者によるポスティングに切り替えた場合

- 民間事業者が自治会町内会内エリアの全世帯（未加入世帯含む）に配布します。
- 広報の仕分けや配布作業がなくなります。
- 配布部数の変更や配布担当者の変更などの連絡が不要になります。
- 広報配布謝金の支払いがなくなります。
- ポスティングへの切り替え調整に数か月程度かかる場合や切り替えの御要望に沿えない場合もあります。



担当：神奈川県区政推進課広報相談係

Tel411-7021 FAX314-8890

政策局広報課 広報紙担当

Tel671-2332 FAX661-2351

議会局秘書広報課 広報等担当

Tel671-3040 FAX681-7388

令和5年度

# 神奈川区区民意識調査結果

神奈川区役所では、より良いまちづくりの参考にするため、「神奈川区区民意識調査」を実施し、概要版を作成しました。調査結果の中から、特徴的な項目をまとめています。調査結果全体をご覧になりたい方は、二次元コードを読み取るか、「神奈川区区民意識調査」で検索してください。

二次元コードは  
コチラ



## 調査概要

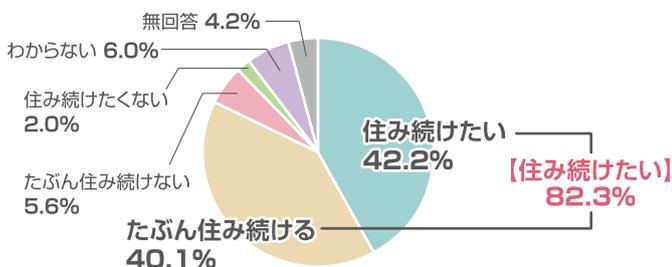
- 〈調査対象〉区内在住18歳以上の男女4,000人（うち外国籍120人）
- 〈抽出方法〉住民基本台帳からの無作為抽出
- 〈回答者数〉2,073人（回収率51.8%）
- 〈調査期間〉令和5年6月12日（月）～7月7日（金）

※小数点以下第2位を四捨五入して算出しているため、合計が100%にならない場合があります。

## 1 定住意向

### 神奈川区に【住み続けたい】と思っている人は8割以上

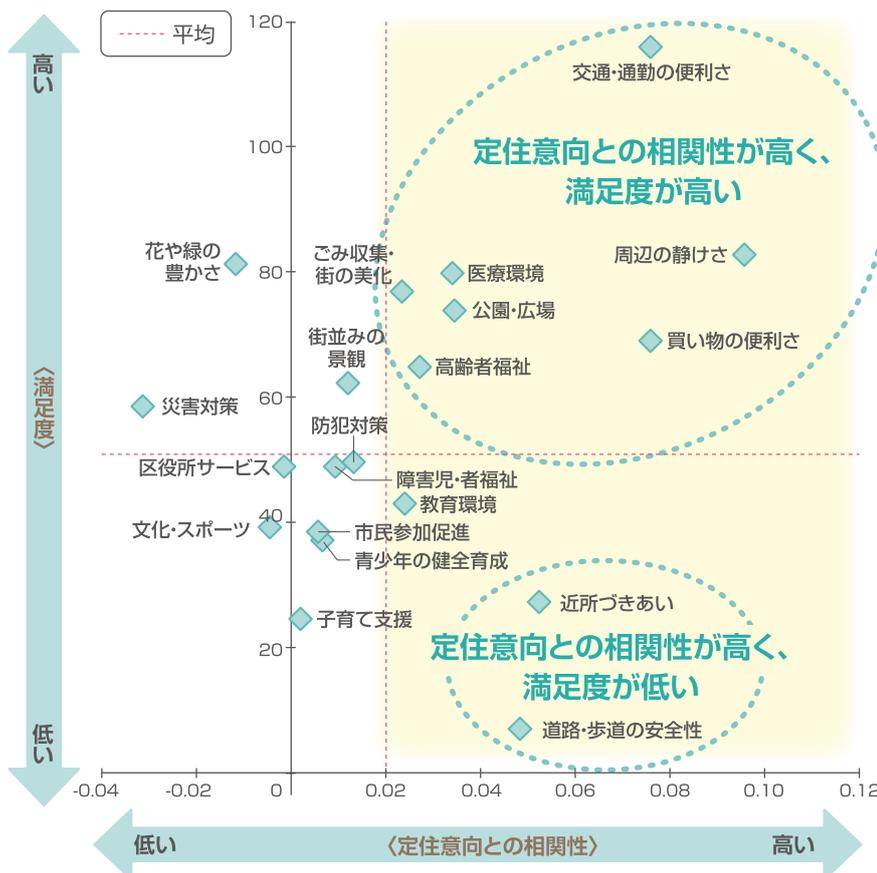
問1 あなたは、現在お住まいの地域（あるいは周辺の地域）に住み続けたいですか。



【住み続けたい】	
R5	82.3%
H30	80.6%
H28	79.9%

【住み続けたい】（「住み続けたい」と「たぶん住み続ける」の回答の合計）は82.3%となりました。調査ごとに【住み続けたい】人は増加しています。

### 住まいの環境に関する項目で定住意向との相関性が高いのは、「周辺の静けさ」、「交通・通勤の便利さ」、「買い物の便利さ」など



左の図は住まいの環境に関する様々な項目が、定住意向にどれくらい関係しているかを表しています。右にいくほど定住意向との相関性が高い項目になります。



## Column

神奈川区では、子育て世代等の流入等により、今後もしばらくは人口の増加傾向が続くとみられています。転入世帯をはじめとする若い世代が地域に迎えられ、つながりあう中で、支えあえる関係づくりを目指します。

神奈川区運営方針

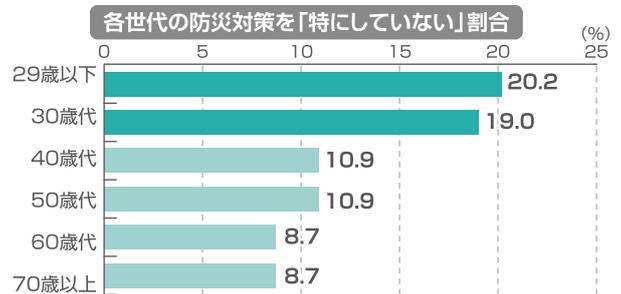
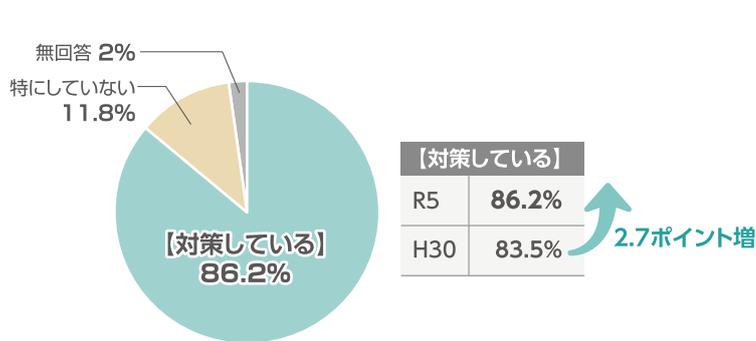


神奈川区  
マスコットキャラクター  
「かめ太郎」

## 2 防災対策

### 【防災対策をしている】人が8割以上

問4 あなたのご家庭での日ごろの防災対策(自助)についておたずねします。  
あなたやあなたのご家庭では、災害に対して、現在どのような対策をしていますか。



世代別に見ると、30歳以下の世代は防災対策を「特にしていない」割合が高くなっています。

日頃の防災対策でしていること(上位3項目)		
第1位	食料、飲料水を3日以上備蓄している	58.7%
第2位	近くの学校や公園など避難する場所を決めている	49.3%
第3位	トイレパックを備蓄している	34.7%

#### Column

#### 子育て世代の防災対策について

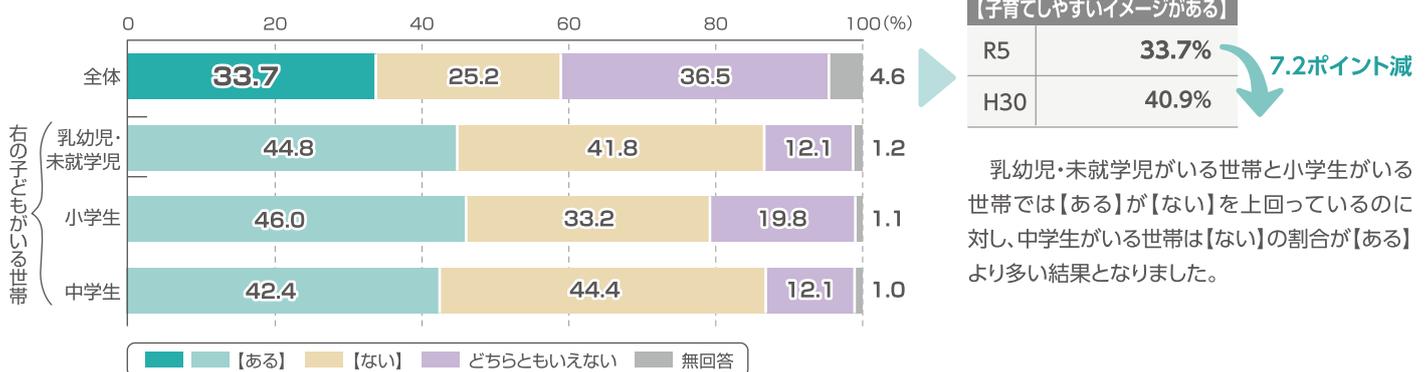
乳幼児がいる家庭では、おむつやミルク、おしりふき等の備蓄も大切です。日常で使用している子育てグッズを思い返しなが、できれば1週間分、最低でも3日分の備蓄をしましょう。

## 3 子育て

### 神奈川区は【子育てしやすい】と感じている人は3割

### 地域での子育てに求められているのは「遊び場」、「情報」、「相談・交流」

問14 あなたは、神奈川区に子育てしやすいイメージはありますか。



乳幼児・未就学児がいる世帯と小学生がいる世帯では【ある】が【ない】を上回っているのに対し、中学生がいる世帯は【ない】の割合が【ある】より多い結果となりました。

地域で子どもを育てる世帯を支えるために重要なこと(子育て世代の回答・上位4項目)		
第1位	地域の中に子どもが安心して遊べる場所があること	62.0%
第2位	子育てに関する情報が充実していること	41.7%
第3位	子育て中の人々が子育てに関する不安や悩みを地域の人に相談出来ること	35.5%
第4位	子育て中の親同士で交流できる機会があること	34.5%

#### Column

赤ちゃんが誕生すると、地域の人達との交流が増えていきます。地域で子どもの成長を一緒に見守る人がいると、子育て中の安心にもつながります。

#### ①「こんにちは赤ちゃん訪問員」

地域の支援者が赤ちゃんがいる全世帯を訪問し、子育て情報や相談窓口を紹介しています。

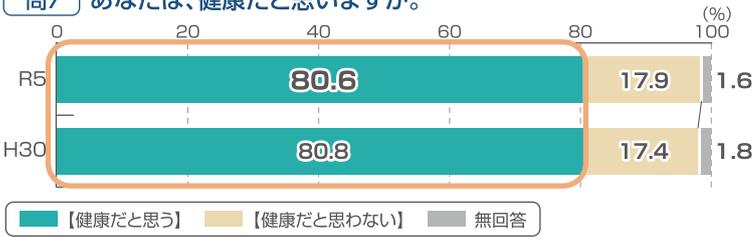
#### ②「すくすくかめっ子」

身近な地域でおしゃべりや仲間づくりができる親子のたまり場。連合町内会や地域住民等の協力により、47会場で開催しています。

## 4 健康づくり

### 【健康だと思う】割合は前回と比べて大きく変わらない

問7 あなたは、健康だと思いますか。



【健康だと思う】70歳以上		
	男性	女性
R5	69.9%	73.4%
H30	74.5%	77.3%
差	-4.6%	-3.9%

70歳以上は男女ともに【健康だと思う】割合が減少

問8 日ごろから健康のために、取り組んでいること、取り組みたいと思うことはありますか。

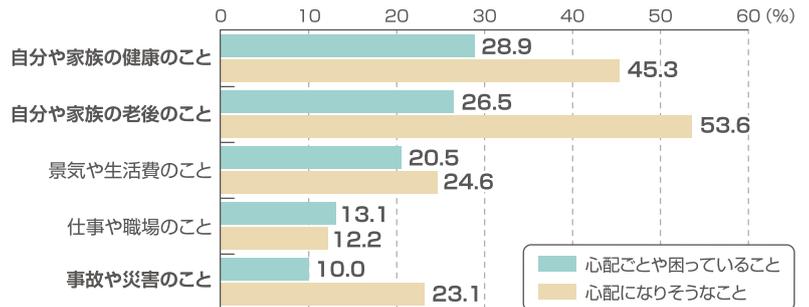
	取り組んでいる事		取り組みたいこと	
第1位	ほとんど毎日、朝・昼・夕の3食、食べる	68.7%	週2回以上、1回30分以上の運動をする	47.8%
第2位	年1回の健康診断を受ける	67.9%	年1回のがん検診を受ける	42.3%
第3位	タバコを吸わないようにしている	67.5%	睡眠により休養を十分とる	37.9%

## 5 心配事や困っている事

### 自分や家族の健康や老後のことを心配している人が多い

問18 ご自分やご家族の生活のことで心配ごとや困っていること、心配になりそうなことがありますか。

どの項目も現在の心配事より「心配になりそうなこと」の割合の方が高い傾向が見られます。特に「自分や家族の健康のこと」、「自分や家族の老後のこと」、「事故や災害のこと」は現在心配なことと比較して10ポイント以上高くなっています。

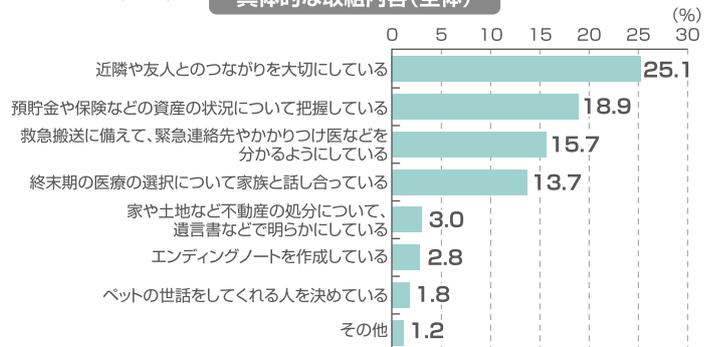
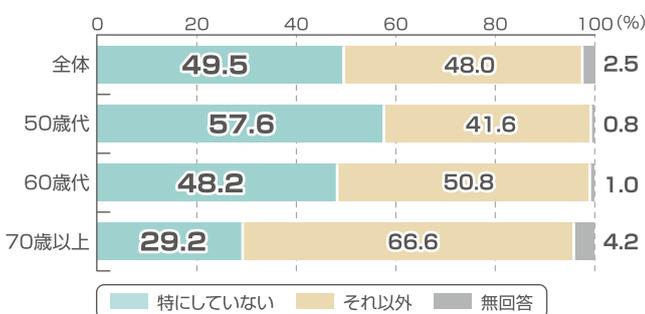


## 6 「もしもの時」の備え

### 「もしもの時」の備えを「特にしていない」人が半数、70歳以上でも3割

問13 あなたは、ご自身の「もしもの時」に備えてどのようなことをしていますか。

具体的な取組内容(全体)



### Column

住み慣れた地域で最期まで暮らすために、元気なうちから介護や医療、終末期のことを想定して備えておくことは大切です。

#### ① エンディングノート「ライフデザインノート」

「ライフデザインノート」を記入して、最期まで自分らしく過ごせるよう、備えましょう。区役所やお近くの地域ケアプラザなどで配布しています。

[ライフデザインノート](#) [検索](#)

#### ② 相談窓口「住まいるイン」

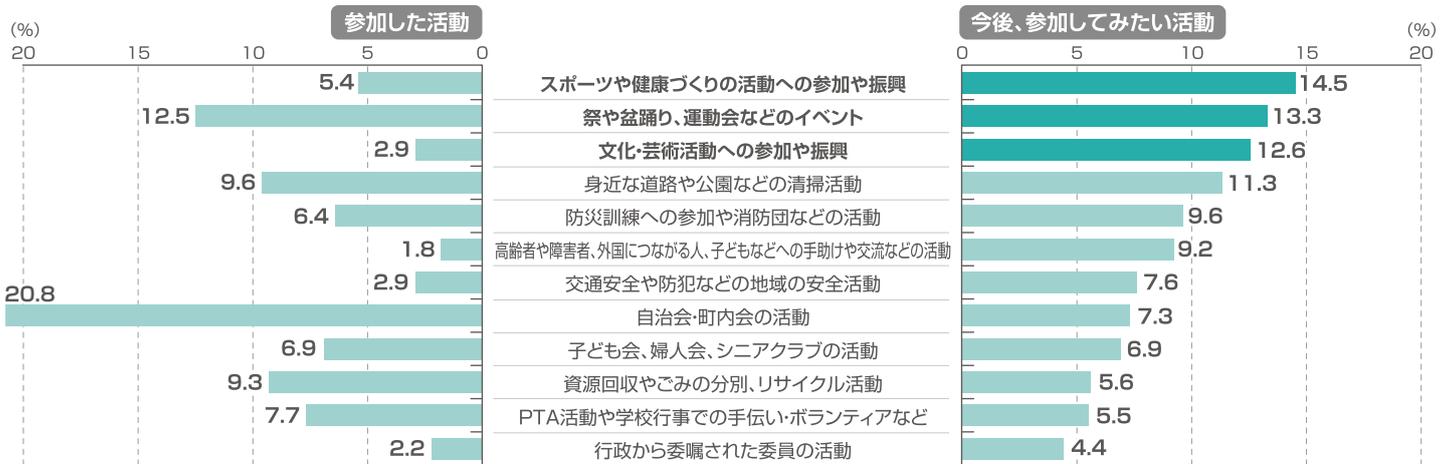
「住まいるイン」では、高齢者向け住宅等への住み替えや空き家に関する悩みごとなど、住まいについてそれぞれの悩み合う専門家等の窓口を紹介しています。

[住まいるイン](#) [検索](#)

## 7 地域活動

### スポーツ・お祭り・文化などのイベントに参加してみたい人が多い

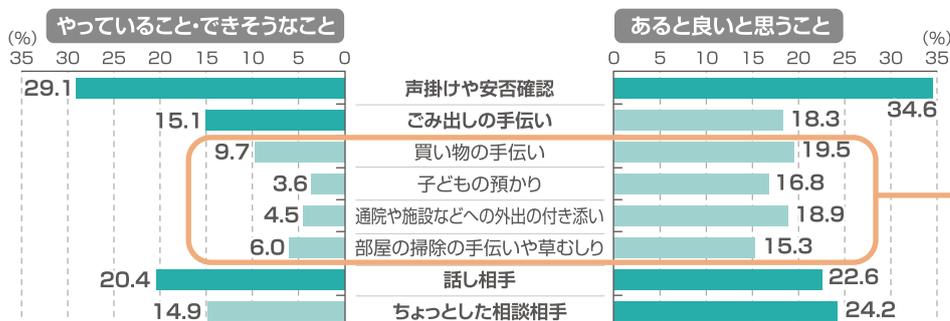
問20 あなたは、過去1年の間に、地域で参加した活動、今後、参加してみたい活動はなんですか。



## 8 地域の助け合い

### 「やっていること・できそうなこと」、「あると良いと思うこと」ともに、「声掛けや安否確認」、「話し相手」などが多い

問19 近所の助け合いとして、あなたがちょっとした手助けとして現在やっていること・できそうなこと、あなたが生活している中であると良いと思う手助けはありますか。



「買い物の手伝い」「子どもの預かり」「外出の付き添い」「掃除や草むしり」は、「やっていること・できそうなこと」と「あると良いと思うこと」の差が大きくなっています。

#### Column

地域の助け合いや身近な相談などについての取組をレリアア（タウンニュース社が提供するコラム）で紹介しています。

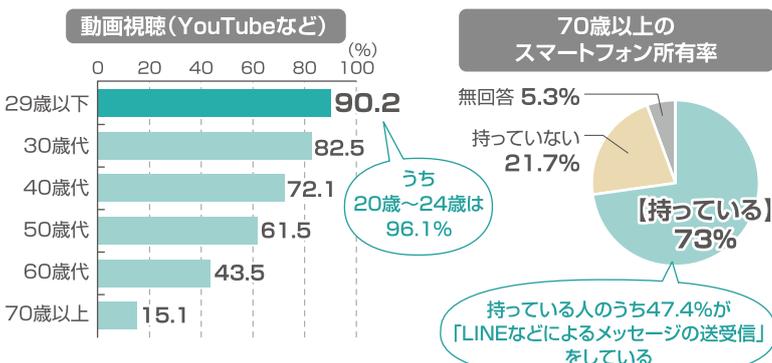
レリアアHP▶



## 9 デジタル

### 29歳以下の動画視聴は9割以上 70歳以上のスマートフォン所有率は7割以上

問27 スマートフォンをどのような用途で使っていますか。



#### Column

神奈川県神奈川区の行政情報をLINEやSNSで発信しています。

#### ◆ 神奈川区公式Xアカウント (旧Twitter)

@yokohama\_KNGW

#### ◆ 横浜市公式LINEアカウント

〈登録方法〉

- ① IDで検索「@cityofyokohama」または二次元コード読み取り▶友だち登録
- ② メニュー▶受信設定▶配信を希望するカテゴリの「選択」を押す▶「神奈川県」を登録

横浜市公式LINE▶



**民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策、年齢要件に関する検討結果について【報告】**

日頃から、民生委員・児童委員及び主任児童委員の候補者推薦及び活動へのご理解・ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

民生委員・児童委員の負担軽減・活動支援策については、令和 4 年 12 月の一斉改選以降、区局によるプロジェクト等により検討を進めてきましたので、検討結果について報告します。

また、令和 5 年 9 月から 12 月にかけて、民生委員・児童委員の年齢要件について区・地区民児協で意見交換を実施していただきました。意見交換結果等を踏まえて庁内で検討した次期一斉改選（令和 7 年 12 月）以降の年齢要件について報告します。

**1 報告事項**

**(1) 民生委員活動に関する負担軽減・活動支援策、推薦事務の改善等について**

負担軽減や活動支援策のうち、主なものについて、以下のとおり報告します。

なお、推薦事務についても、再任の場合は地区の推薦準備会を省略可能とするなどの改善を行います（令和 7 年 12 月一斉改選から）。

詳細については「別紙 1」にてご確認ください。

	取組の方向性	具体的な取組	実施予定年度
業務量の軽減	報告書類のデジタル化	毎月提出している活動報告書の電子申請化	R 7
	協力員やサポーター制度の導入の検討	協力員や欠員地区の補助、一斉改選時の引き継ぎ制度等の導入に向けた検討	R 7
負担感の軽減	地域全体での見守り推進	自治会町内会と連携した地域ぐるみの見守りの検討	R 7
人材確保	広報の強化	民生委員候補者向け、自治会向け等、ターゲット別の広報の強化・充実	R 6
<b>推薦事務の改善</b>	<b>手続きの簡素化</b>	<b>再任の場合は地区の推薦準備会を省略可能とするとともに、様式の更なる簡素化の検討</b>	<b>R 7 一斉改選</b>

<別紙 1 に関する説明>

- ①モデル区における民生委員・児童委員との懇談会や退任者アンケート結果をはじめ、各区で把握している民生委員活動の現状等を踏まえ、「取り組むべき課題」として分類しました。
- ②分類した課題それぞれに対して、「取組の方向性」や「具体的な取組」、「実施予定時期」を整理しました。
- ③整理した取組のうち、重点的に着手すべきものについては、区局による分科会を設置するなど、機動的に進めていきます。

## (2) 民生委員・児童委員の年齢要件に関する検討結果について

年齢要件に関する検討については、令和5年9月から12月にかけて区・地区民児協で意見交換を実施していただき、1,708件ものご意見をいただきました。

意見交換の詳細については「別紙2」にてご確認ください。

### ア 年齢要件の変更について

地域の中で後任者が見つからないなど担い手確保が課題となっている中で、委員活動への意欲があり、自治会町内会長等の同意がある方については、活動を続けていただける仕組みが必要であると考え、現行の年齢要件（75歳未満）に、条件付きで推薦を可能とする特例を設けることとします。

現行	変更後
新任 69歳未満。ただし、選出が困難な場合に限り、75歳未満とすることができる。	新任（変更なし） 69歳未満。ただし、選出が困難な場合に限り、75歳未満とすることができる。
再任 75歳未満	再任 75歳未満。 <u>ただし、選出が困難な場合に限り、1期（3年間）のみを再任期間として推薦をすることができる。（条件あり）</u> <u>【条件】</u> 下記3つの条件をすべて満たしたときのみ、推薦ができるものとする。 ①健康で本人に意欲があり活動に支障がない ②自治会町内会の代表（会長）の同意がある ③地区民児協の代表（会長）の同意がある <u>※ただし、特例的な扱いであることから、引き続き後任者の選出に努める。</u>

### イ 特例条件について

特例は、地域において適任者（後任者）の選出が困難な場合で、かつ①～③の条件をすべて満たす場合に1期（3年間）のみ推薦できる、とするものです。

### ウ 変更時期

令和7年12月の一斉改選時から適用します。

※再任の方に限った特例を設ける変更であり、任期満了に伴う「再任」の推薦区分がある次期一斉改選からの適用となります。

令和6年7月、令和6年12月、令和7年7月の欠員補充は現行の年齢要件での運用となりますのでご注意ください。

担当：神奈川区福祉保健課 山口、氏家、瀧澤

電話：411-7132

	取り組むべき課題	取組の方向性（太枠網掛けは重点的に取り組むもの）	具体的な取組（太枠網掛けは重点的に取り組むもの）	実施予定年度（※）
<b>負担軽減・活動支援</b> <b>業務量の軽減</b> ・様々な役割 ・会議や研修の多さ ・調査書や報告書作成 ・担当世帯数の多さ	<b>業務の見直し・効率化</b>	・ひとり暮らし高齢者等「地域で見守り」推進事業の実施方法の効率化	報告事務等の簡素化・効率化の検討	R7
		・生活福祉資金事務や調査事務の見直しに向けた検討	国・社協への要望（例：活動報告書、事業計画書の簡略化等）	R6
		・報告書類のデジタル化（アプリ化） ・定例会のオンライン化、研修資料等のアーカイブ化	モデル地区での活動報告書のデジタル化（電子申請）の実証、全区展開 モデル地区で導入、全区展開	R7 R7
<b>負担感の軽減</b> ・活動への周囲の理解 ・福祉制度の理解 ・仕事との両立 ・相談先がない ・委員同士の情報交換や交流の場がない	<b>補助人員を導入する</b>	・協力員やサポーター制度の導入の検討	協力員や欠員地区の補助員、一斉改選時の引き継ぎ制度等、区の実情にあわせて選択できる制度の導入	R7
	<b>依頼業務の精選</b>	・出席会議の整理	出席会議や各種依頼業務量の照会および削減	R6
	<b>活動のサポート強化</b>	・新任者向けや困難ケースに関する研修、引継のチェックリストの作成や充実 ・夜間休日のサポート方法の検討	民児協事務局と調整しながら実践的な研修を実施 区役所閉庁時における相談先の案内（ホームページ掲載など）や事例集の充実の検討	R7 今後取組予定
	<b>地区民児協の運営支援</b>	・委員同士の交流や情報交換の機会の検討 ・地区会長研修等の充実	民児協事務局と調整しながら交流や情報交換の場、研修などを充実	R7
	<b>情報共有</b>	・見守り対象者の施設入所、入院等の情報共有の仕組みを検討	個人情報保護とのバランスを考慮した適切な情報共有の仕組みを検討	今後取組予定
	<b>地域との連携によるサポート強化</b>	・地域全体での見守り推進（隣近所、組長や班長との連携、情報共有）の検討	モデル地区で自治会町内会と連携した地域ぐるみの見守りを試行実施し、成功例を他地区に共有・展開	R7
	<b>活動費等の見直し</b>	・活動費の増額 ・会費のあり方や徴収方法等の見直しに関する検討	活動費の増額に向けた予算計上 R5： 64,200円 ⇒ R6：70,200円 （R6年度予算が横浜市議会で議決されることが条件） 会費のあり方を社協と協議するとともに徴収にかかる集金作業等の効率化の検討	R6 今後取組予定
<b>活動と生活の明確な線引き</b>	・民生委員の活動に関する広報の検討 ・通信手段の検討	早朝や夜間帯は対応が困難なことなど、民生委員活動への理解を深めるための広報の充実 業務用携帯電話の導入などの検討	R6 今後取組予定	

※実施予定年度は現時点での予定であり、今後の検討状況によって変更が生じる場合もあります。

民生委員・児童委員の負担軽減や活動支援に向けた検討結果について（令和6年2月現在）

別紙1

	取り組むべき課題	取組の方向性（太枠網掛けは重点的に取り組むもの）	具体的な取組（太枠網掛けは重点的に取り組むもの）	実施予定年度（※）
<b>人材確保</b> <b>広報の強化</b> ・他の委嘱委員に比べて特に敬遠される ・民生委員の役割以外の雑多な相談が寄せられる	「民生委員は大変」というイメージの払拭	・民生委員のやりがいなど魅力を伝える広報 ・現任委員のモチベーションアップにつながる広報	民生委員候補者向け、自治会向け等、ターゲット別の広報	R6
	地域住民との共通理解	・民生委員として「やれることやれないこと」を整理した広報物の作成、配布	民生委員の役割を地域住民と共通認識できる広報	R6
<b>人材確保</b> ・高齢化などで担い手が見つからない	担い手確保の仕組みづくり	・候補者の新たな発掘先の検討	現役世代の担い手確保に向けた企業への理解促進活動、地域団体との連携に関する検討	今後取組予定

<b>推薦事務の改善</b> <b>推薦の負担軽減</b> ・再任者も新任者と同等の書類作成が必要	手続きの簡素化	・再任手続きの簡素化	再任の場合は地区の推薦準備会を省略可能とする	R7一斉改選
		・推薦時の様式の簡素化	様式の更なる簡素化	R7一斉改選
	推薦要件緩和	・居住要件など推薦要件の緩和の検討	居住要件の特例を市外居住者まで拡大する等、関係機関へ要望を検討	今後取組予定

※実施予定年度は現時点での予定であり、今後の検討状況によって変更が生じる場合もあります。

## 民生委員・児童委員の年齢要件に関する意見交換の実施状況について

### 1 実施期間

令和5年9月～10月 区・地区民児協で意見交換

令和5年11月 市民児協理事会で意見集約結果を報告（区民児協⇒地区民児協）

令和5年12月 市民児協理事会で最終的な意見交換

### 2 ご意見総数

1,708件

年齢要件については、多数決等で決定するものではないことに加え、いただいたご意見の中には、現行の上限年齢を超えて条件付きで推薦を可能とすることについて、肯定的・否定的・その他、いずれにも言及するようなものもあり、厳密に分別することが難しいため、総数のみのお示しとさせていただきます。

### 3 主なご意見に対する考え方について

意見交換で民生委員・児童委員の皆さまからいただいた主なご意見に対する考え方について、次のとおりお示しします。

主なご意見	考え方
団塊の世代が一斉に退任し、地区の活動が立ち行かなくなることも考えられる。そのための措置でもあり、民生委員活動を持続可能なものにするのが大切。	充足率が年々低下している現状や、今後のさらなる高齢化の進展などを踏まえて、年齢要件の特例を設けることとします。あわせて委員活動への負担軽減や活動支援に引き続き取り組んでいきます。
定年は定めておいた方が良いと思うが、元気で出来る人にはやって頂いたほうが良いので、柔軟な対応がとれるようにしておくことは良いと思います。	候補者の選出が困難な場合に、健康で意欲があり活動に支障がない方は、これまでの知識や経験を活かして活動を続けていただける仕組みが必要であると考え、条件付きで推薦を可能とする特例を設けることとします。
世代交代が進まず、メンバーが固定化してしまう。	候補者の選出が困難な場合、かつ、条件を満たしたときのみ推薦を可能とする「特例」であり、一律に定年を延長するものではありません。
できれば若い方になってほしい。75歳以上はやはり無理ある。	候補者の選出が困難な場合、かつ、条件を満たしたときのみ推薦を可能とする「特例」であり、一律に定年を延長するものではありません。
退任時に受けている役職(会長・副会長など)は、再任時には受けないこととする。一般の民生委員・児童委員として活動する。	会長等の役職は、互選により選出していただいているため、全市的なルールとして定めることは困難ですが、区・地区で適宜対応していただくことを妨げるものではありません。
後任を常に探し続けてもらい、見つかった時点ですぐに交代できるとよい。	特例を適用した場合でも「引き続き後任者の選出に努める」ことをお願いしてまいります。 7月と12月の欠員補充にあわせて交代するなど、区・地区で適宜対応をお願いします。

## 自治会町内会館脱炭素化推進事業について【事業説明・募集案内】

### 1 事業の趣旨

3 月 1 日から申請受付を開始する自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金について、制度の詳細が決まりましたのでお知らせします。この機会に是非、省エネ設備の導入をご検討ください。

### 2 お願いしたいこと

【区 連 長】ご承知おきください。

【地区連長】地区連合定例会等で単位会長の皆様に情報提供をお願いします。

地区連合町内会館も対象となりますので、是非導入をご検討ください。

【単位会長】定例会等で情報提供の上、是非導入をご検討ください。

### 3 補助制度概要

別添の補助制度概要資料をご参照ください。

### 4 申請について

#### (1) 申請期間

令和 6 年 3 月 1 日（金）～令和 6 年 9 月 30 日（月）

#### (2) 申請時にご注意いただきたいこと

・申請前に、会館への省エネ設備導入について、団体としての意思決定及び事業者から見積書を徴収してください。

・補助金申請後の交付決定を受けてから、契約・発注をしてください。

※その他、申請書類については、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

### 5 補助交付申請書類等の提出や問合せ先について

（※区地域振興課と異なりますので、ご注意ください）

以下の事務委託先にご提出ください。E メール、郵送、窓口への持参(予約制)での提出が可能です。

【申請・問合せ先】事務委託先 横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

・電 話：045-451-7740（受付時間 平日 9:00～17:00）

・Email：[yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp](mailto:yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp)

・所在地：横浜市神奈川区栄町 8 番地 1 ヨコハマポートサイドビル 5 階



（アクセス）

※アクセス：JR「横浜」駅(東口)より徒歩 15 分/JR「横浜」駅(きた東口)より徒歩 10 分/  
京浜急行「神奈川」駅より徒歩 5 分(<https://www.yokohama-kousya.or.jp/company/contact.php#map01>)

※メールの添付容量は最大で 10MB までです。容量が大きくなる場合は、大容量ファイル送付用のアドレスをお送りしますので、上記連絡先までご連絡ください。

## 6 よくある質問

	質問	回答
(1)	法人化されていないといけないか	自治会町内会の法人化は、補助要件としていません。
(2)	過去に会館整備費補助事業の補助を受けた会館も対象になるか	今回新たに会館脱炭素化推進事業の補助メニューの製品・設備を導入すれば対象になります。
(3)	予算上限に達したら補助を受けられないことはあるか	予算の範囲内での補助にはなりますが、多くの予算を確保しています。是非ご活用ください。
(4)	蓄電池のみの導入は可能か	蓄電池を導入する場合は、既に太陽光発電設備が導入されているか、今回、太陽光発電設備とセットで導入する場合に限りです。
(5)	家電量販店で購入済みの製品の領収書を提出すれば補助してもらえるか	当事業は、事業者からの見積書を添付し、その他必要書類と共に申請を行い、区からの交付決定後に業者と契約することになっておりますので、購入済みの製品は対象になりません。
(6)	施工事業者への代金支払いのため、整備完了報告前に、補助金を先にもらうことが可能か	補助金の前払い手続きをご案内しますので、交付申請手続きの際、お申し出ください。

※ その他、詳細は、「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください。

また、横浜市 Web ページでは、手続きにご使用いただく様式をダウンロードできるようにしています。

横浜市 会館脱炭素



(市WEB ページ)

## 7 添付資料

- (1) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金の補助制度概要
- (2) 自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金のチラシ

市民局地域支援部地域活動推進課  
 担当 川口、江口  
 電話 045-671-2317 /FAX 045-664-0734  
 Eメール sh-chiikikatsudo@city.yokohama.jp

# 横浜市 自治会町内会館脱炭素化推進事業 補助制度概要

## 1 目的

地域活動の拠点である自治会町内会館等（以下、「会館」という）に、省エネ設備等の導入に必要な経費の一部を補助することにより、エネルギー価格等の物価高騰に対する支援及び脱炭素化の推進を図り、市民の脱炭素化に向けた行動変容を促進します。

## 2 補助対象団体

自治会町内会、地区連合町内会

## 3 主な補助要件（「募集案内」を必ずご確認ください）

- 町内会等が所有(※1)する施設で、町内会等により運営及び利用され、地域住民の福祉の向上、連帯の増進に寄与する施設  
※1 会館を自己所有していない場合でも、町内会等が会館を借用し、設備導入費の負担及び電気料金の継続的な支払いを行っている場合は、補助対象とします。
- 会館への省エネ設備導入に対し、総会の議決等による町内会等の意思決定があること
- 見積徴収・契約する事業者は横浜市内の事業者であること
- 交付決定通知日以降に、契約、発注していること
- 令和6年12月27日までに設備を導入し、整備完了報告を行うこと

## 4 補助対象設備の条件・補助率・補助上限額

補助対象	主な条件	補助率	補助上限額
① LED 照明器具	・天井や壁面等に設置する照明器具（卓上スタンド等は対象外） ・統一省エネラベル(※2)省エネ性能★4つ以上(省エネ型製品情報サイト未掲載の場合は、トップランナー基準達成製品) ・既存照明器具での電球形LEDランプのみの交換も補助対象（トップランナー基準達成製品）	2/3	60万円
② エアコン	【家庭用】統一省エネラベル省エネ性能★2.4つ以上 【業務用】トップランナー基準達成製品	2/3	130万円
③ 断熱窓など	・居室1室以上の全ての開口部に断熱性能の高い製品の導入 ・居室1室以上の全ての開口部の断熱改修	2/3	200万円(※3)
④ 太陽光発電設備	・原則、発電した電気を会館で使用すること ・敷地内に設置された定置用であること		
⑤ 蓄電池	・原則、蓄電した電気を会館で使用すること ・敷地内に設置された定置用であること ・太陽光発電設備との同時設置のみ。 ただし、太陽光発電設備が既に設置されている場合は蓄電池のみの申請可		

※2 家電の省エネ性能を分かりやすくラベルで表示したもの。★の数が多いほど省エネ性能が高いことを表しています。

※3 合算での上限額。いずれかの実施も可。

## 5 補助対象経費

補助対象設備の購入費、設置工事費のほか、附属設備の設置や既存設備の処分等に関する費用などの経費

- ◆保証・保険料やサービス・ソフトウェア等の登録料・使用料、既存設備の劣化に伴う修繕費等は、補助対象外

## 6 主な手続きの流れ (下線部：申請団体が実施)

- (1) 団体内の意思決定・書類準備 (見積徴収)
- (2) 補助申請：令和6年3月1日(金)～9月30日(月)
- (3) 交付決定
- (4) 施工事業者と契約、整備実施、事業者への支払い ----- 補助金の前払い手続きあり。  
補助申請の際、お申し出ください。
- (5) 整備完了報告：令和6年12月27日(金)まで
- (6) 交付額の確定
- (7) 補助金請求書の提出：令和7年2月28日(金)まで
- (8) 補助金の振込

- ◆複数回、申請可能ですが、2回目以降の申請は、既に申請を行っている補助対象事業の交付決定通知後とします。

- ◆各種手続きの提出方法：事務委託先である横浜市住宅供給公社に、Eメール、郵送、窓口持参(予約制)

## 7 見積徴収(契約事業者決定)

契約金額1件、100万円以上(税込)の場合

次のいずれかに該当する事業者(2者以上)から見積徴収し、事業者を決定

- ①横浜市一般競争入札有資格者名簿における所在区分が市内である者
- ②登記簿の本店(又は主たる事務所)の所在地が市内で登記している者
- ③主たる営業の拠点が市内である個人事業者及び登記簿に登記されていない団体

契約金額1件、100万円未満(税込)の場合

市内に本店、支店、営業所等を有する法人・個人事業者から見積徴収し、事業者を決定

## 8 補助を利用した町内会等への協力をお願い

設備導入後、アンケートや普及啓発(セミナー等)の取組に協力いただくことがあります。

## 9 問合せ先

(事務委託先) 横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

電話：045-451-7740 (受付時間：平日9時～17時)

※おかけ間違いにご注意ください

Email：yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

所在地：横浜市神奈川区栄町8番地1 ヨコハマポートサイドビル 5階

- ◆詳しくは「横浜市自治会町内会館脱炭素化推進事業補助金 募集案内」をご覧ください

横浜市 会館脱炭素

検索



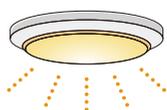
(市WEBページ)

# 自治会町内会館の 脱炭素化を応援します！

補助率 **2/3**

対象  
製品

## LED照明器具



補助上限額

**60万円**

省エネ性能

★★★★☆4.0

- ・統一省エネラベル省エネ性能★4つ以上
- ・省エネ型製品情報サイト未掲載の場合  
トップランナー基準達成製品



電球形 LED ランプのみの  
交換も対象  
(トップランナー基準達成製品)

対象  
製品

## エアコン



補助上限額

**130万円**

家庭用

省エネ性能

★★★★☆2.4

統一省エネラベル省エネ性能  
★2.4 以上

業務用

トップランナー基準達成製品

対象  
製品

## 断熱窓など



断熱窓



太陽光  
発電設備



蓄電池

補助上限額

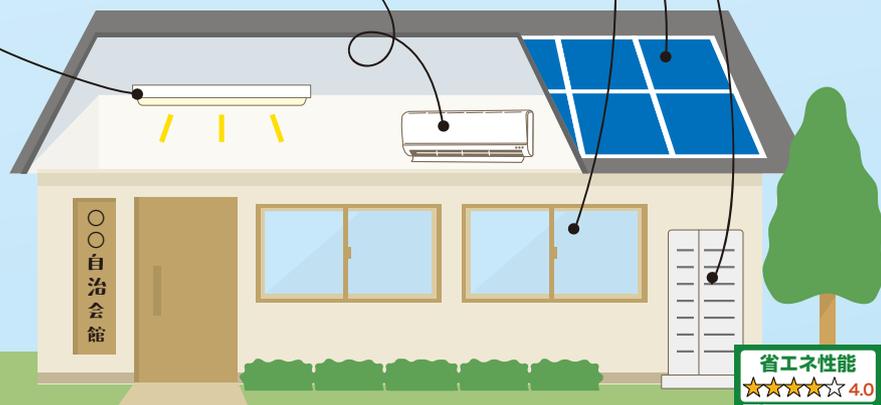
合算で **200万円**

いずれかの実施でも申請ができます。

対象製品の要件、申請手続き等  
の詳細は「募集案内」をご確認  
ください。



横浜市 会館脱炭素



省エネ性能

★★★★☆4.0

統一省エネラベル：家電の省エネ性能を分かりやすくラベルで表示したものを、星の数が多いほど省エネ性能が高いことを表しています。

対象団体

会館を所有している\* **自治会町内会・地区連合町内会**

\*会館を自己所有していない場合でも、町内会等が会館を借用し、設備導入費の負担及び電気料金の継続的な支払いを行っている場合は、補助対象とします。

申請期間

令和6年

**3月1日** 金 ~ **9月30日** 月

終了予定

完了報告  
期限

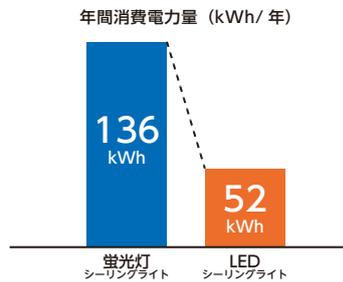
令和6年

**12月27日** 金

# 導入効果

## LED 照明器具

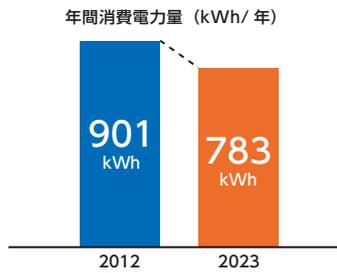
年間 CO<sub>2</sub>排出量 1台あたり  
**約 38kg 削減!**  
 年間電気代  
**約 2,600円 おトク!**



出典：スマートライフおすすめBOOK2023年度（蛍光灯シーリングライトの年間消費電力量部分）  
 ※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較  
 ※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出  
 ※電力のCO<sub>2</sub>排出係数は0.45kg-CO<sub>2</sub>/kWhで算出

## エアコン

年間 CO<sub>2</sub>排出量 1台あたり  
**約 53kg 削減!**  
 年間電気代  
**約 3,700円 おトク!**



出典：スマートライフおすすめBOOK2023年度（2012年製品の年間消費電力量部分）  
 ※今回の対象製品（令和6年1月時点）の平均値との比較  
 ※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出  
 ※電力のCO<sub>2</sub>排出係数は0.45kg-CO<sub>2</sub>/kWhで算出

## 断熱窓

冷暖房費削減効果  
 （施工前との比較）  
 年間 CO<sub>2</sub>排出量  
**約 340kg 削減!**  
 年間電気代  
**約 23,600円 おトク!**



出典：民間事業者が一般公開しているシミュレーションによる  
 ※窓体の断熱性能は、リフォームの場合は昭和55年省エネ基準適合レベルでそろえて算出  
 ※年間電気代は、年間消費電力量に電力料金目安単価 31円/kWh（税込）を乗じて算出  
 ※電力のCO<sub>2</sub>排出係数は0.45kg-CO<sub>2</sub>/kWhで算出  
 ※戸建て、窓10枚で算出した数値

※一定条件のもと、住宅での使用を想定したものであり、自治会町内会館の実際の使用状況により、導入効果は異なります。

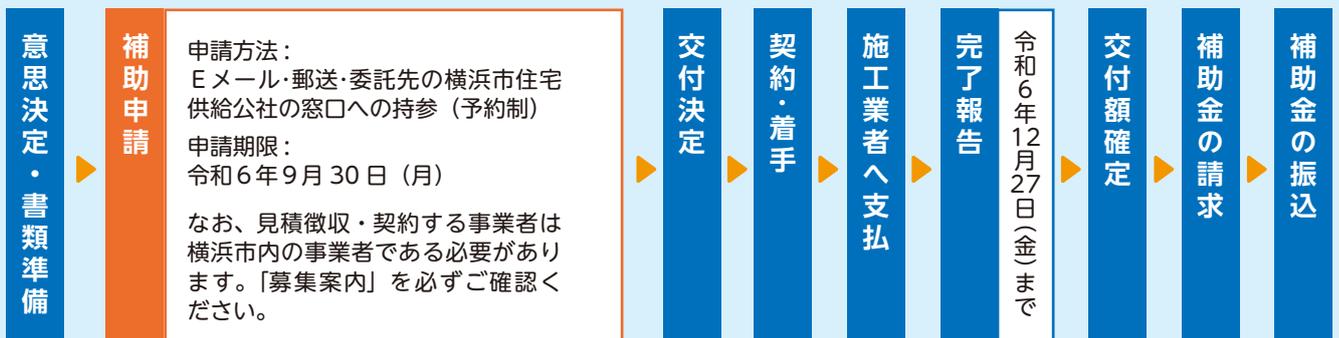
# 対象設備要件

対象設備	主な要件（詳細は「募集案内」をご確認ください）	補助率	補助上限額
LED 照明器具	<ul style="list-style-type: none"> <li>天井や壁面等に設置する照明器具（卓上スタンド等は対象外）</li> <li>統一省エネラベル省エネ性能：★4つ以上※1</li> <li>既存照明器具での電球形LEDランプのみの交換も補助対象（トップランナー基準達成製品）</li> </ul>	2/3	60万円
エアコン	<ul style="list-style-type: none"> <li>【家庭用】統一省エネラベル省エネ性能：★2.4つ以上</li> <li>【業務用】トップランナー基準達成製品</li> </ul>	2/3	130万円
断熱窓など	<ul style="list-style-type: none"> <li>居室1室以上の全ての開口部に断熱性能の高い製品の導入</li> <li>居室1室以上の全ての開口部の断熱改修</li> </ul>	2/3	200万円※2
太陽光発電設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、発電した電気を会館で使用すること</li> <li>敷地内に設置された定置用であること</li> </ul>		
蓄電池	<ul style="list-style-type: none"> <li>原則、太陽光発電より蓄電した電気を会館で使用すること</li> <li>敷地内に設置された定置用であること</li> <li>太陽光発電設備との同時設置のみ。ただし、太陽光発電設備が既に設置されている場合は蓄電池のみの申請可</li> </ul>		

※1 省エネ型製品情報サイト未掲載製品は、トップランナー基準達成製品が補助対象。

※2 合算での上限額。いずれかの実施も可。

# 手続きの流れ



設備導入後、アンケートや普及啓発（セミナー等）の取組に協力いただくことがあります。

## お問合せ

（事務委託先）横浜市住宅供給公社 街づくり事業課

電話 **045-451-7740**

受付時間 9:00 ~ 17:00

※土・日・祝日を除く

※おかけ間違いにご注意ください

Eメール yokohama-shoene@yokohama-kousya.or.jp

事業実施主体：横浜市市民局地域活動推進課

## キャンセル料 即時100%も?! ～旅行予約サイトの注意点～

海外の旅行取引事業者サイトで国内パッケージツアーを申し込みカードで支払った。直後にキャンセルした際、ホテル代金は返金されたが、航空券はキャンセルできなかった。

通信販売は、事業者の規約に従うことが原則となります。航空券の返金不可や予約直後からのキャンセル料発生など、独自のルールがあることも。また、海外事業者の場合は日本の旅行業法の適用がない、連絡手段は英語対応…となる場合もあります。利用する際はよく確認しましょう。



### 申込み前の大事な確認ポイント

- キャンセル条件や規約・約款、支払方法
- 問合せ受付体制（連絡先・対応言語等）
- 旅行業の登録の有無



このチラシは外国籍の人にも読んでもらいやすい「やさしい日本語」で制作しています

# 神奈川県多文化共生ラウンジ

## Kanagawa Ward International Lounge

日本に住む外国人が、いろいろなことができる場所です

できること

What you can do



日本語を勉強できます



交流イベントに参加できます



生活に必要な情報を  
知ることができます



いろいろな相談が  
0円でできます

free



日本のことを  
勉強できます



2024年3月5日にオープンします

時間 9時30分～17時30分(月・木・土・日)  
9時30分～20時00分(火・金) (水曜日は休みです)

連絡する所 神奈川県多文化共生ラウンジ

TEL : 045-548-8401

Mail : tabunka@kanagawa-lounge.com

Web site :

<https://www.kanagawa-lounge.com>

Web site



場所 神奈川県西神奈川1-9-3グレース竹和式番館2階

神奈川県に住む  
日本国籍の皆さんへ

神奈川県には市内18区中4番目に多い約8,600人もの外国籍市民が生活していることを知っていますか？言語や文化の違いをみんなで理解し、国籍を超えた「寄り添う気持ち」を持つことが神奈川県で生活をするためには必要です。神奈川県多文化共生ラウンジでは「多文化共生」の発信拠点として、外国籍の方だけでなく、日本国籍の方も対象とした、様々な取り組みを行っていきます。

令和6年2月16日

地区連合町内会長 各位  
自治会町内会長 各位

神奈川区地域振興課長

### 地域活動推進費補助金等説明会の実施について（案内）

日頃から区政の推進にご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記説明会を次のとおり実施しますので、参加を希望される場合は、別紙により令和6年3月15日（金）までにファックス又はEメールにてご連絡くださいますようお願いいたします。

なお、今年度は単会担当者向け、連合担当者向けで日程を分けて説明会を行います。

#### 1 開催日時・会場

(1) 単会担当者向け説明会（各1時間程度、4回とも同じ内容です）

	開催日	開催時間	会場（神奈川区役所）
第1回	令和6年3月21日（木）	午後3時00分～	本館B1階 機能訓練室
第2回	令和6年3月23日（土）	午後3時00分～	本館5階 大会議室
第3回	令和6年4月12日（金）	午後3時00分～	本館B1階 機能訓練室
第4回	令和6年4月13日（土）	午前10時00分～	本館B1階 機能訓練室

(2) 連合担当者向け説明会（一部、単会担当者向けの説明と重複する部分があります）

開催日	開催時間	会場（神奈川区役所）
令和6年4月12日（金）	午後5時30分～	本館2階 中会議室

#### 2 対象

自治会町内会・地区連合町内会会長や会計担当の方等

（会場の都合上、各自治会町内会で2名までの参加とさせていただきます。）

#### 3 内容

(1) 地域活動推進費・地域防犯灯維持管理費補助金の報告・申請方法と注意事項

(2) 町の防災組織活動費補助金の報告・申請方法と注意事項

※町の防災組織活動費補助金については単会担当者向け説明会でのみ説明します。

#### 4 その他

説明会に参加できない場合、個別でもご説明しますので、ご相談ください。

#### 【問合せ】

神奈川区地域振興課 小川、中村

電話：411-7086 FAX：323-2502

Eメール：kg-hojyokin@city.yokohama.jp

ファックス番号 323-2502

神奈川区役所地域振興課 自治会町内会担当 行

## 《地域活動推進費補助金等説明会 参加申込書》

団体名 \_\_\_\_\_

単会担当者向け説明会 (各1時間程度、3回とも同じ内容です)		
参加者氏名	電話番号	希望回 (○で囲んでください)
		3/21 午後
		3/23 午後
		4/12 午後
		4/13 午前

連合担当者向け説明会 (一部、単会担当者向けの説明と重複する部分があります)		
参加者氏名	電話番号	開催日
		4/12 夜

※締切日 令和6年3月15日(金)

《Eメールの場合》

kg-hojyokin@city.yokohama.jp までご連絡ください。